

むつ市議会第221回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成26年9月19日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第2 議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第3 議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第4 議案第41号 むつ市観光交流センター条例
- 第5 議案第46号 平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第7 議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第10 議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第11 議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第14 議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算
- 第15 議案第56号 財産の取得について
(機器の老朽化及び情報セキュリティの確保のため、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの)
- 第16 議案第57号 財産の取得について
(小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの)

【報告に対する質疑】

- 第17 報告第26号 平成25年度むつ市健全化判断比率について
- 第18 報告第27号 平成25年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議員派遣】

- 第19 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
7番	村 川 壽 司	8番	佐 賀 英 生
9番	東 健 而	10番	石 田 勝 弘
11番	富 岡 幸 夫	12番	齐 藤 孝 昭
13番	濱 田 栄 子	14番	浅 利 竹 二 郎
15番	中 村 正 志	16番	半 田 義 秋
17番	村 中 徹 也	18番	大 瀧 次 男
20番	佐々木 隆 徳	21番	上 路 徳 昭
22番	鎌 田 ち よ 子	23番	菊 池 光 弘
24番	岡 崎 健 吾	25番	白 井 二 郎
26番	山 本 留 義		

欠席議員（2人）

6番	目 時 睦 男	19番	富 岡 修
----	---------	-----	-------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 委 員 会 長	高 瀬 厚 太 郎	教 育 長	遠 島 進
公 営 企 業 管 理 者 総 務 政 策 部	遠 藤 雪 夫	代 監 査 委 員 財 務 部 長	阿 部 昇 了
民 生 部 長	伊 藤 道 郎	保 健 福 祉 部 長	石 野 俊 春
経 済 部 長	松 尾 秀 一	建 設 部 長	花 山 俊 春
下 水 道 部 長	浜 田 一 之 政	川 内 庁 舎 長	鏡 谷 大 志
大 所 畑 庁 舎 長	酒 井 嘉 治	協 野 所 野 所 長	松 本 大 志
会 管 総 政 理 出 納 室 長	畑 中 恒 治	選 挙 管 理 委 員 局 長	白 尾 芳 春
監 事 監 事 次 査 務 査 務	鹿 内 徹	農 委 事 務 局 長	館 健 二
	竹 山 清 信		工 藤 初 男

教育部長
 務部策監
 策進務進
 財政推
 民生進
 民政推
 策務
 務部策監
 部策監
 部策監
 部策監
 務部課事

古川俊子
 高橋聖
 柳谷孝志
 畑中秀樹
 小島勝

公營企業長
 務部課
 策理課
 務理課
 策務
 務部課
 部課長
 部課長
 務部課幹
 總政副總
 財副財
 總政總主

齊藤鐘司
 川西伸二
 氏家剛
 中村智郎

事務局職員出席者

事務局長
 總括主幹
 主任主査

柳田論
 佐藤悦
 村口一也

次長
 主幹
 主事

濱田賢一
 小山陸
 山本翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

9月11日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第16 委員長報告、

質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から、日程第16 議案第57号 財産の取得についてまでの16件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第56号、議案第57号について、総務

教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（7番 村川壽司議員登壇）

○7番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第56号 財産の取得についてであります。理事者側から、市内13校の小学校教育用コンピュータ及び周辺機器について、機器の老朽化及び現在使用しているオペレーティングシステムのメーカーサポートが本年4月をもって終了したことに伴う情報セキュリティ確保のため、児童用385台、教師用16台を更新するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、更新する台数はこれまで設置した台数と同じなのかとの質疑があり、理事者側から、少子化の影響で児童数が減少しており、これまで設置した台数より少なくなっているとの答弁がありました。

次に、議案第57号 財産の取得についてありますが、理事者側から、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長の

報告を終わります。

次は、議案第41号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

(24番 岡崎健吾議員登壇)

○24番(岡崎健吾) おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月11日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第41号 むつ市観光交流センター条例についてであります。理事者側から、観光旅行者及び市民へ快適な憩いの場を提供するとともに、観光の振興及び交流の促進に資するため「むつ市観光交流センター」を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、観光客に加え市民の方々の集客を図るため、この施設に入るカフェテリア及び売店についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、ここでしか食べることができない料理やここでしか買うことができないグッズを提供し集客を図りたいと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理者制度への移行時期とその際のカフェテリア及び売店の取り扱いについて質疑があり、理事者側から、3年をめどに指定管理者制度へ移行したいと考えており、移行する前に入居していただいたカフェテリア及び売店については、指定管理者制度へ移行した後も継続して入居していただけるよう協議していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、ボランティアガイドの設置について質疑があり、理事者側から、周辺施設の整備完了後には、公園内の案内についてボランティアの活用も含め検討していきたいとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(山本留義) これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第38号から議案第40号まで及び議案第46号について民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(8番 佐賀英生議員登壇)

○8番(佐賀英生) おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、議案第38号から議案第40号までについては、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から施行されることに伴い、条例で定めることとされた基準等について必要な事項を規定するためのものでありますので、この後の各議案の報告においては、この部分は省略いたします。

初めに、議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、子ども・子育て支援法の規定に基づき、認定こども園、幼稚園及び保育所の運営基準と、新たに市が認可していくこととなる家庭的保育事業、小規

模保育事業及び居宅訪問型保育事業並びに事業所内保育事業の運営基準を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、この条例により施設の設備の追加工事など、事業者の負担となる部分はどのくらいあるのかとの質疑があり、理事者側から、保育所、幼稚園及び認定こども園に関しては、今までも児童福祉法や学校教育法等で定められた設備、運営基準に基づいて保育及び教育が行われてきており、この条例でむつ市独自に厳しくするような基準は設けていないため、新たに設備を整える必要はないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営についての認可基準を定めるものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。理事者側から、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業、通称「なかよし会」の設備及び運営についての基準を定めるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、現在、なかよし会は1年生から3年生までの児童を対象としているが、新制度では6年生までが対象となるのかとの質疑があり、理事者側から、対象を6年生までとすることは義務づけられているものではないものの、4年生以上の児童の中には、放課後保育を必要とする世帯もあると思われるので、その需要がどの程度あるのかを見きわめながら、クラスをふやしつつ、放課後児童支援員の数も充足させて、ゆったりとした形で児童を預かれるような体制をとって

いきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第46号 平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、平成25年度の介護給付費負担金の精算に伴い、国、県及び支払基金への返還金等として2,554万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を59億7,713万3,000円とするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第47号から議案第55号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（25番 白井二郎議員登壇）

○25番（白井二郎） おはようございます。決算審査特別委員会に付託されました議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、16日及び17日に、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算は、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算は、全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時30分まで暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました16議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第38号

○議長（山本留義） まず、議案第38号 むつ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第39号

○議長（山本留義） 次は、議案第39号 むつ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第40号

○議長（山本留義） 次は、議案第40号 むつ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第41号

○議長（山本留義） 次は、議案第41号 むつ市観光交流センター条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、議案第46号 平成26年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長（山本留義） 次は、議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

まず、支出についてであります。原子力広報調査費として1,167万円が支出されております。原子力発電所等の見学会等を実施したものであります。発電所の安全対策、中間貯蔵施設と核燃料サイクル事業などについて知識を取得する機会を提供できたと総括をしております。福島原発事故があっても、事故以前の安全神話に基づいた原発推進事業が何ら変わることなく実施されているものであります。

原発の再稼働に反対とする声は日増しに強くなっており、3月の朝日新聞では、再稼働に反対が59%、賛成が28%となっております。このような原発推進事業がむつ市民の感情と一致しているのでしょうか。福島原発事故現場や被害を受けた周辺地域の視察をまずはするべきであります。一旦事故が起こればどうなるのか、いまだに12万人以上が避難していると言われる被害者はどのような状況にあるのかを視察するべきであります。

また、国と事業者を相手に訴訟を起こした隣の函館市との意見交換もするべきであります。

今後の原子力調査費の見直しを求めるものであります。

再生可能エネルギー推進費として8,752万円が支出されております。本庁舎に太陽光発電システムを設置するなどしたものであります。今後は、エネルギーの地産地消の時代と言われております。日本の風土を生かした小さな多くの再生可能エネルギー発電設備が安定したエネルギーを供給できます。風力発電、バイオマス発電、森林に囲まれた地域ならではのペレット燃料の利活用など、もっと再生可能エネルギーを普及する必要

があり、今後倍以上の予算計上を求めたいと思います。

北の防人大湊地区整備費として2億9,976万円が支出されております。観光交流センターなどを整備したものです。_____観光交流センターは、_____

_____むつ市の財政を圧迫する要因の一つとなるものであります。_____

乳幼児医療費給付事業として5,661万円が支出されました。親御さんがお金の心配なく安心して子供を病院に連れていけると大変喜んでいる事業であり、高校生までの拡充を進めるべきであります。

下水道事業への繰り出し金は6億4,000万円であり、大きな金額であります。6億5,000万円前後の繰り出しは、今後平成35年ころまで続く予定であります。整備しても接続しなければ無駄なお金となります。接続してくれる市民がふえる総合的な対策を求めたいと思います。

じん芥処理費、いわゆるアックス・グリーンの負担金12億485万円は、平成17年度は6億9,000万円であったものが12億円となったものであります。故障が多いため、今後もっと膨らむ可能性があります。関東では、年間維持費2億円で管理している新しい炉も建設されております。一刻も早く新しい炉にかえるべきであります。市民が負担しているごみ袋代、年間9,425万円の負担も解消できるものであります。

むつ総合病院などの負担金22億円も大きな支出であります。医師の確保、待ち時間の解消など、病院経営の改善をもっともっと進め、負担軽減に努めるべきであります。

そのほか道路舗装などに2億4,000万円、緑町や川内の市営住宅建設に2億5,000万円、学校、

体育館の改修工事などに5,600万円など市民生活に欠かせない事業が実施された決算でもあります。

歳入についてです。国と県からの電源立地地域対策交付金が27億6,220万円、青森県核燃料物質等取扱税交付金が2億1,615万円、いわゆる原発マネー29億7,835万円が収入となっております。原発マネーに大きく依存した歪んだ歳入構造となっております。国民の世論に押されて原発の廃炉、廃止が進むと同時にむつ市の財政がピンチになるようでは困ります。一刻も早く原発に頼らない財政構造にシフトしていくべきであります。

これから地方交付税が5年間で16億円少なくなる予定です。歳出の見直しは必至です。だからといって、ますます原発マネーに頼るような道を選択するべきではありません。国に協力するという名目で原発推進に固執し、原発マネーに依存した財政構造となっている本案に反対をいたします。

(「議長、議事進行」の声あり)

- 議長(山本留義) 5番川下八十美議員。
- 5番(川下八十美) ただいまの議案第47号に対する2番横垣議員の反対討論の中に、実は議案第41号 むつ市観光交流センター条例を今私たちが条例制定に可決をしたばかりであります。その中で、この観光交流センターが赤字を生ずる云々というくだりがあります。私は、これは議案第47号の決算に対する認定の反対討論としてはなじめないものであります。よって、議長においては、反対討論の中を精査したうえで我々に認定の審査を諮っていただきたいと思っております。議事進行として提出いたします。
- 議長(山本留義) ただいま5番川下八十美議員から議事進行がなされました。

横垣成年議員の討論の発言の中で、不適切な発言があるとのことでありました。議長として、後日速記及びテープを起し、精査のうえ適正に処

理したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

5番。

- 5番(川下八十美) その趣旨はわかりますけれども、今我々はこの議案第47号、いわゆる平成25年度の決算を認定するかどうかの採決に加わらなければいけないのです。そのときに、反対討論の中にそういう不適切な文言があるのに対して、私は認定に応ずるわけにはいきません。ですから、事前に本人からの申し出、あるいは議長、速記録はすぐ出ますから、議長の判断によって削除したうえで我々に採決を要求するのであれば応じます。そうでなければ応じません。

- 議長(山本留義) ここで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

- 議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の取り消し

- 議長(山本留義) ここで横垣成年議員より、先ほどの討論の中で不適切な発言があるとして発言の取り消しの申し出がありましたので、これを許可いたします。2番横垣成年議員。
- 2番(横垣成年) 議長におかれましては、発言の機会を与您てくださいます、大変ありがとうございます。

観光交流センター

は、むつ市の財政を圧迫する要因の一つとなるものです」ということで訂正させていただきます。

お計らいのほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の発言を終わります。

お諮りいたします。ただいま横垣成年議員より先ほどの討論の中で不適切な発言があるとして、その部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、横垣成年議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者20人、起立しない者2人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第48号

○議長（山本留義） 次は、議案第48号 平成25年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、議案第49号 平成25年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第50号

○議長（山本留義） 次は、議案第50号 平成25年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第51号

○議長（山本留義） 次は、議案第51号 平成25年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第52号

○議長（山本留義） 次は、議案第52号 平成25年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第53号

○議長（山本留義） 次は、議案第53号 平成25年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第54号

○議長(山本留義) 次は、議案第54号 平成25年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第55号

○議長(山本留義) 次は、議案第55号 平成25年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第56号

○議長(山本留義) 次は、議案第56号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、機器の老朽化及び情報セキュリティの確保のため、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長（山本留義） 次は、議案第57号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第17～日程第18 報告に対する
質疑

◇報告第26号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 報告第26号 平成25年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第26号の質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第27号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 報告第27号 平成25年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第19 議員派遣について

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第221回定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉会